

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」に関する意見募集の結果について

平成30年8月24日  
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会においては、本年4月25日（水）から5月25日（金）まで、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して36の個人又は団体から延べ186件の御意見等が寄せられ、これら御意見等に対する当委員会の考え方について、別紙1及び別紙2のとおり取りまとめました。（※）

（※）日本国内での位置付けを変更するものではありませんが、欧州委員会司法総局からの示唆により、EU域内の関係者に容易に理解できるよう、本案の表題を「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」に修正しております。

また、お寄せいただいた御意見等を踏まえた上で、近日中に当該補完的ルールを定め、欧州委員会が一般データ保護規則（GDPR）第45条に基づき行う、日本が個人データについて十分な保護水準を確保しているとの決定が効力を生ずる日から施行することとなりましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。